

令和4年第3回定例教育委員会

令和4年3月30日(水) 午後2時
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川淳司	説明員	教育部長	西田昌平
	委員	支部英孝		教育部次長	千葉誠
	委員	橋本幸子		学校教育支援室長	
	委員	林大輔			佐藤学
	委員	須田壽美江		総務課長	山崎浩克
				学校教育課長	川口直也
				教育支援課長	清水さおり
				給食センター長	根廻哲哉
				対雁調理場長	佐藤友彦
				生涯学習課長	中島桂一
				スポーツ課長	堀井修
				スポーツ課参事	遠藤毅史
				情報図書館長	山本則行
				郷土資料館長	櫛田智幸
				郷土資料館参事	兼平一志
			記録員	総務課総務係長	嶋中健一
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 令和4年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について
- (3) 江別市教育情報化ガイドラインの策定について
- (4) 都市と農村の交流センター少年野球場の完成について

2 審議事項

- (1) 令和4年議案第10号
教職員の事故に対する処分内申について
- (2) 令和4年議案第11号
江別市教育委員会事務局組織に関する規則及び江別市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 令和4年議案第12号
江別市教育委員会専門職設置規程等の一部を改正する規程の制定について
- (4) 令和4年議案第13号
江別市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 令和4年議案第14号
江別市少年育成委員の委嘱について

3 その他

- 各課所管事項について
 - (1) 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱について
- 次回教育委員会予定案件について
- 令和4年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録

黒川教育長

(開会)

ただいまから、令和4年第3回定例教育委員会を開会いたします。
 本日の議事日程は、配付のとおりであります。
 会議に先立ち、本日の会議録署名人を、林委員にお願いいたします。
 議事に入ります前に、お諮りしたい事項がございます。
 議案第10号の「教職員の事故に対する処分内申について」は、人事案件でありますことから、秘密会による審議を提案するものでございます。
 これにご異議ございませんか。

(一同了承)

委員の皆様のご賛同が得られましたので、議案第10号は、秘密会により進行いたします。

本件を本日の審議順の最初に行い、秘密会終了後は、その他の説明員入室のため暫時休憩いたします。

その後、配付の会議次第にしたがって進行してまいります。

また、本日の審議事項であります、議案第11号及び議案第12号の2件の議案につきましては、関連がありますことから、一括説明、一括質疑、一括承認を諮る形で進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように確認いたします。
 それでは、議事に入ります。

<秘密会につき会議録省略>

黒川教育長

委員会を再開します。議事に入ります。

1の報告事項(1) 令和4年第1回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。

西田教育部長をお願いします。

西田教育部長

令和4年第1回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。

資料1ページをご覧ください。

教育委員会関係分は、3月4日に2名の議員から一般質問がありました。

資料2ページをお開き願います。

はじめに、稲守議員から、「休校措置について」の質問のうち、「休校の基準について」への答弁では、積雪や悪天候などによる小中学校の休校につきましては、学校教育法施行規則に基づき、学校長が行うものとされている。

学校長が判断する際には、早朝に出勤し、市内でも地域差のある天候や気象予報のほか、通学路の除雪状況や風雪の強さ、視界などを把握し、校区ごとに児童生徒が通学できる状況にあるかを確認した上で判断している。

また、天候が大きく崩れることが予想される際には、教育委員会が、総務部や建設部と連携して情報収集を行い、市内全域で通学が困難となることが見込まれる場合には、一斉休校を決定し、各学校長へ通知することとしている。

本年2月の記録的な暴風雪への対応に当たっては、教育委員会が前日深夜から、気象や歩道除雪の状況、公共交通機関や道路状況などの情報収集を行って検討した結果、市内全域での一斉休校は行わなかったところであり、その際、各学校長に対しては、休校等を行うに当たっては、通学路の状況を確認するなどしながら適切に判断するよう通知したところである。

教育委員会としては、引き続き、児童生徒の安全確保のため、市全体の気象や校区内の状況に応じて、適切に休校を判断してまいりたいと考えていると答えています。

2点目の「休校措置の広報について」の質問への答弁では、学校長の判断で個別に休校を行う場合には、各学校からメール配信システム等により、速やかに保護者へ通知することとしている。

また、教育委員会が市内公立小中学校の一斉休校を決定した場合は、各学校から保護者へ通知するとともに、ホームページに休校の情報を掲載し、報道機関へ情報提供を行うこととしている。

教育委員会としては、本年冬期間に生じた記録的な暴風雪への対応の経過から、今後においては、学校ごとの休校をホームページに掲載することについて、検討を進めてまいりたいと答えています。

3点目の「休校時に対応が難しい家庭への支援について」の質問への答弁では、休校を行うに当たっては、保護者が日中に勤務していることなど、主に低学年の児童について、預かりが必要な家庭があることも承知している。

このため、教育委員会では、健康福祉部と連携し、休校を行う際には、学校から校区内の放課後児童クラブへ連絡し、開設時間を早めるなど、預かりが必要な児童の受入れ体制を整えており、引き続き、対応してまいりたいと答えています。

3ページをご覧ください。

4点目の「今後の取組について」の質問への答弁では、教育委員会としては、児童生徒の安全確保を最優先として、適切に休校を判断することが重要であるものと考えている。

このため、学校教育法施行規則に基づき、学校長が休校を決定する際には、これまでも、教育委員会が事前に気象情報や除雪の作業状況などの情報提供を行って、適切に休校の判断を行うよう努めてきたところである。

教育委員会としては、本年2月の記録的な暴風雪における休校の経過を検証し、通学路の除雪状況や校区ごとの降雪の見込みなど、学校長が休校の判断に当たって必要となる情報の提供手法を検討していきたいと考えている。

いずれにしても、児童生徒の安全確保のため、引き続き、学校や総務部、建設部との連携を緊密に図り、気象や道路の状況に応じて、適切に休校を判断するよう努めていくと答えています。

これに対し、稲守議員から、「今後の取組について」再質問があり、答弁では、休校に対する共通の基準を事前に設けることについてだが、各学校が休校を判断する際には、これまで、教育委員会が提供する情報に加え、校区内で風雪により先の見通しがつかなくなっていないかなど、天候や通学路の状況を確認し、児童生徒が通学できるかどうかを基準に判断を行ってきているところである。

先ほど答弁したとおり、教育委員会では、本年2月の暴風雪による休校の経過を検証し、情報提供の手法を検討することとしており、この中で、各学校が行う休校判断の共通化を図ることについて、他市の事例などを踏まえ、校長会と相談の上、研究してまいりたいと答えています。

次に、齊藤議員から、「ヤングケアラーについて」に関して、「周知について」の質問があり、答弁では、北海道と北海道教育委員会が令和3年8月に実施した「ヤングケアラー支援に係る実態調査」における、道内の中学校で「ヤングケアラーという言葉を知っており、学校として意識して対応している」と回答した割合は、44.6%となったところである。

また、同年9月に、北海道教育委員会から、社会全体としてヤングケアラー支援の推進を図るため、ヤングケアラーの定義や支援機関を周知するリーフレットを学校に配付するよう通知があったところである。

このことを受け、教育委員会では、リーフレットに、市内の相談窓口を明記した上で、市内全小中学校の教員や児童生徒・保護者へ配付している。

このほか、家族を介護する人の支援を行う民間団体からの要請を受け、団体が運営するヤングケアラーの相談窓口について、市内の中学校に周知したところである。

教育委員会としては、地域、家庭、教員のヤングケアラーに対する理解を深め、各学校において早期に発見し、適切な支援につなげることが重要であると認識していることから、引き続き、周知・啓発に努めるとともに、今後については、校長会と協議し、教員向けの研修の実施について検討してまいりたいと答えています。

以上であります。

ただいま報告のありました、令和4年第1回江別市議会定例会の一般質問について、質

黒川教育長

須田委員	問等がございましたらお受けします。
清水教育支援課長	ヤングケアラーについてですが、今、江別市内の小中学校でこのヤングケアラーについて子どもたちの方にリーフレットとかは配布したのですか。
須田委員	市内の小中学校に対するリーフレットにつきましては、昨年秋に小中学校のすべての児童生徒に配付をしております。
清水教育支援課長	小中学生の中でヤングケアラーに該当するという市内の子どもたちはいらっしゃいますか。そういった調査というのは、まだされてはいないのですか。
須田委員	市の教育委員会では、スクールソーシャルワーカーが各学校に入って活動する中で、あるいは学校からの長期欠席児童の報告の中で、ヤングケアラーと思われる児童生徒の報告などが上がっております。その中でスクールソーシャルワーカーが、各家庭や学校への相談などで働き掛ける活動を行っているところでございます。
清水教育支援課長	そのヤングケアラーに関する相談で、相談員が市内の小中学生から受けた相談件数はわかりますか。
黒川教育長	ヤングケアラーという言葉が報道などで耳にするようになる以前から、ヤングケアラーに相当すると思われる児童生徒について、ごくわずかではございますが、こちらでも把握はしております。ただ、児童生徒から、直接スクールソーシャルワーカーが相談を受けたり、学校が相談を受けるといった例はなかなか少ないので、こちらから働き掛けるという活動になっております。
川口学校教育課長	ほかに質問等はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(2)市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等についての報告を求めます。 川口学校教育課長お願いします。 報告事項(2)市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について、ご説明いたします。 資料の1ページをご覧ください。 新型コロナウイルス感染者の発生に伴い、市内公立小中学校において、学校保健安全法並びに北海道教育委員会からの通知に基づき、休業等の措置を講じたもので、2月17日から3月24日のまでの間に感染が判明し対応した分を、学校ごと、判明日順に記載しております。 表の一番上、「区分」欄の小学校①においては、2月17日、児童1名の感染が判明し、当該児童が在籍する学級を、2月21日の1日、学級閉鎖としております。その後も、2月18日、2月19日、3月16日、3月22日に児童の感染が判明し、それぞれ児童が在籍する学級を学級閉鎖としております。 また、1ページから3ページにかけて、小学校①から小学校⑮までと中学校①から中学校⑥まで、学校ごとに休業措置を記載しており、詳細は資料のとおりとなっております。 3ページをご覧ください。 下段の「今回報告件数」についてであります。2月17日から3月24日の期間に休業措置を講じたのは、学年閉鎖が小学校1校3学年、中学校1校1学年、学級閉鎖が小学校15校88学級、中学校6校23学級となっております。 なお、学年閉鎖と学級閉鎖の両方の措置を行った学校は、それぞれに集計しております。以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について、質問等がございましたらお受けします。
須田委員	学級閉鎖の期間についてなのですが、例えば、一番上に21日から21日というふうにてているのですが、これは1日だけとか2日だけとか、3日だけとかいろいろあるのですが、その違いを教えてください。
川口学校教育課長	学校閉鎖の期間でございますが、期間につきましては北海道教育委員会の通知に基づき5日間としております。その5日間の期間をどのように設定しているのかにつきましては、

<p>須田委員 黒川教育長</p>	<p>感染が確認された児童の最終登校日を確認して、そこから2日間遡って、学校内での感染の状況などを確認して、翌日から5日間の形で期間を定めております。実際1日しかなかったというのは、例えば、家族の陽性が確認されて、お休みしていたのだけれども、2日間遡っても登校日なかったという場合には、翌日から5日間ということで、1日間学級閉鎖したというような、それぞれの最終登校日と、そこから2日間遡っての学校の活動状況等を見て判断している状況であります。</p> <p>以上です。</p> <p>2月17日の一番上の例について、もう一度教えてもらってもいいですか。</p> <p>おそらく17日には、もう既に熱が出て学校を休んでいて、検査をし、17日に陽性になったことが分かったけれども、18日も19日ももう学校には来ていないんです。つまり、陽性が分かってから5日間閉鎖しなければなりませんので、17日に分かり、17日、18日、19日、20日、21日まで休まなければならないけれども、もう17日も学校には来てはいないので、閉鎖しなければならないのは、あと1日だけというふうになる、という意味だと私は理解しておりました。ですから、その分かった日から何日学校に来ていないかによって、閉鎖しなければならない日にちが変わるということとなります。</p>
<p>須田委員 黒川教育長</p>	<p>理解しました。ありがとうございます。</p> <p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(3)江別市教育情報化ガイドラインの策定についての報告を求めます。川口学校教育課長をお願いします。</p>
<p>川口学校教育課長</p>	<p>報告事項(3)江別市教育情報化ガイドラインの策定について、ご説明いたします。</p> <p>令和3年6月にGIGAスクール構想の本格運用を開始し、これまで学校におけるICTの活用を進めてきておりますが、ICTを活用した系統的な学びを実現するため、江別市教育情報化ガイドラインを策定しましたので、ご報告いたします。</p> <p>なお、ガイドラインの策定にあたっては、教職員で構成する「江別市教育情報化ガイドライン策定委員会」を発足し、昨年7月から4回の協議を経て策定に至っております。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>ガイドラインの概要について、資料にまとめております。</p> <p>はじめに、1 策定の目的であります。市内小中学校における子どもたちの情報活用能力を育成するための共通の指針として、中学校卒業時の「目指すべき姿」を定め、ICTを活用した系統的な学びを実現するために、策定したものであります。</p> <p>次に、2 目指すべき姿ですが、「9年間の系統的なICT教育を進め、Society5.0時代を豊かに生きる子どもを育む」～「受けとる・思考する・交流する・発信する」力を身に付けた子ども～と定めております。</p> <p>次に、3 系統的な情報活用能力の育成についてですが、情報活用能力の育成に向け、効果的に取り組めるよう、学習プログラム、単元・学習内容等一覧、年間計画一覧を示しており、詳細は後ほど別冊資料にて、ご説明いたします。</p> <p>次に、4 教職員へのICT活用支援ですが、GIGAスクール構想の本格運用から3年目を迎える令和5年度には、運用安定期に移行することを目指しており、主体的・対話的で深い学びの実現と児童生徒の情報活用能力育成を図るために必要な支援として、ICT研修の方向性を明確化しております。</p> <p>ICT研修に関しては、協働学習に必要なアプリケーションなどの全体研修である「授業支援研修」と「GIGAスクールサポーターによる校内研修」を支援の柱とし、研修内容に関しては、ICT活用アンケート結果を踏まえる等、教職員のニーズやICTの活用状況に応じた研修を実施していくこととしております。</p> <p>次に、5 取組開始日ですが、令和4年3月に各学校に通知済みであり、令和4年度から系統的な情報活用能力育成を推進して参ります。</p> <p>続きまして、別冊資料の「江別市教育情報化ガイドライン」をご覧ください。</p> <p>はじめに5ページをお開きください。</p>

	<p>系統的に児童生徒の情報活用能力を育成するため、「情報活用能力を育む学習プログラム」として体系化しており、領域別の目指す姿及び発達段階に応じた能力・態度を具体的に示しております。</p> <p>次に、6ページから10ページは、学習プログラムで体系化した能力及び態度を身に付ける単元及び学習内容を、学年別・領域別に具体的に示しております。</p> <p>また、11ページから19ページは、単元の具体の実施時期を学年別に年間計画として示しております。</p> <p>次に、20ページから23ページは、授業でのICTの活用事例集ではありますが、GIGAスクールサポーターが、学校を巡回する中で、活用事例を収集し、教職員への活用の提案等も行っており、今後も継続していく予定です。</p> <p>教育委員会としましては、ICTを効果的に活用した系統的な学びの実現が重要と考えていることから、教職員のICT活用を支援し、各学校においてガイドラインを実践していくことで、主体的・対話的で深い学びの実現と系統的な児童生徒の情報活用能力育成を着実に進めて参ります。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、江別市教育情報化ガイドラインの策定について、質問等がございましたらお受けします。</p>
林委員	<p>9年間での子供たちの目指すべき姿をガイドライン化されたというのは非常に良いことだと思いました。それで、計画を立てられて、その成果を検証していく必要があると思いますが、検証されるのは27ページの活用管理表というものをを用いて、活用状況を確認していく、評価していくということになるのでしょうか。</p>
川口学校教育課長	<p>今回策定したガイドラインに関する評価の質疑と思いますが、今回策定した学習プログラム等を実践していくためには、教職員のICTの活用能力が不可欠であると考えております。そこで、教育委員会としましては、ICT研修会の開催やGIGAスクールサポーターの支援により、27ページの進捗管理表でそれぞれの先生方がICTを活用できるようにしていくということで、進捗管理をすることを考えております。</p>
林委員	<p>教職員の進捗状況ということでしたので、子どもたちの進捗という意味では、策定どおりの学びができていくのかという評価は、どこかでされるのでしょうか。</p>
佐藤学校教育支援室長	<p>子どもたちの学びの部分の評価についてでございますが、子どもたちの個別の情報活用能力ができていく、できていないの評価をするところまでは考えておりませんけれども、学校の中で授業でどれくらい使っているのかという部分を、各学校からICTを担当する先生方に集まっていたいただいた情報交換会を、今後進めていく予定になっておりますので、そういった中で各学校がきちんとしたレベルに達しているのかというものを情報収集しながら、必要に応じてはチェック項目に加えた上で、今後検討してまいりたいと考えております。</p>
林委員	<p>せっかくなのでいいガイドラインを作っていただいたので、これに沿った方向性の確認というのも必要かと思っておりますので、今、お話しいただいた内容でわかりました。ありがとうございます。</p>
支部委員	<p>教える側の授業でのICTの活用という部分についてですが、この設問の回答について、「ほとんどできない」というのが何十パーセントもいます。もう既に何年もたっておられるかと思うのですが、指導する側への補強といいますか講習というか、レベルアップというか、その辺についてどのように考えて、これからの計画というのがあるのか、何か前向きなお話が聞ければと思っています。</p>
川口学校教育課長	<p>教職員への支援につきましては、令和元年度においても実施しておりますが、ICT活用のアンケートを実施し、その結果や意見に基づき、学校の先生方の活用状況ですとか、ニーズに応じてアプリケーションの研修を行ってきたところであります。12月に初級編を、1月には中級編という形で、子どもの学習に必要なアプリケーションの研修を実施しております。今後についても、毎年度、ICT活用のアンケートを実施する中で、先生方の研修のニーズを把握しながら、27ページにあります指標を達成できるように努めていきたいと考えております。また、GIGAスクールサポーターについても、令和4年度も4名体制で支援してまいりますので、各学校には月2回程度巡回する予定となっております。</p>

支部委員	<p>その中で、サポーターの訪問日に 校内研修を実施している学校もありますので、そういった中でサポーターが各学校の支援をやっていくという、研修とサポーターの支援の2本立て支援を行っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>学校の先生も転勤があるので、江別市のように揃っている地域と揃っていない地域から来られる先生とでは温度差があるのではないかと、ある程度は理解しているのですが、何かアンケートだけではなく目標値なども設定されて、このぐらいの期間までにはこれぐらいまでは使えるようになってもらいたいというような、何かを作っておくべきではないかと思っておりますので、検討していただきたいと思えます。ちょっとあまりにも「ほとんどできない」とか「あまりできない」というのが多いかなという気がしております。</p>
川口学校教育課長	<p>念のため確認をさせていただきますが、設問1と設問2の「ほとんどできない」は、最後の11. 1%と6. 7%ということによろしいですか。また、一番多いのが50. 1%と49. 9%が「できる」ということによろしいですか。</p>
黒川教育長	<p>はい。そのとおりです。</p>
川口学校教育課長	<p>そして、今支部委員がご質問された「いつまでに何をどれくらいできるように」というのが、先ほどの27ページにある進捗管理表の令和4年度中にはここまで、令和5年度にはここまでできるようにしたいという目標設定して、そこに向けた研修やサポーターによる支援を行うということによろしいでしょうか。</p>
黒川教育長	<p>はい。27ページの進捗管理表で令和5年度の目標値を右側に示しております。この数値に達成できるようにということで、研修やサポーターによる支援を行っていくという考えでございます。目標値が100%としていなかったことに関しましては、現時点で小学校低学年には、1人1台の端末が整備できていない状況もありまして、100%の目標値にしていないということでございます。</p>
黒川教育長	<p>以上です。</p> <p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>(質疑終了)</p>
堀井スポーツ課長	<p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
堀井スポーツ課長	<p>次に、報告事項(4)都市と農村の交流センター少年野球場の完成についての報告を求めます。</p> <p>堀井スポーツ課長お願いします。</p>
堀井スポーツ課長	<p>報告事項(4)、都市と農村の交流センター少年野球場の完成について、ご報告いたします。</p>
堀井スポーツ課長	<p>はじめに、1の経過ですが、平成30年度に江別市少年軟式野球連盟から、はやぶさ運動広場の少年野球場について、環境改善に関する要望書を受領しております。</p>
堀井スポーツ課長	<p>はやぶさ運動広場の少年野球場は、施設の老朽化や周辺に住宅や福祉施設などが建設されるなどの環境変化があったことから、子どもたちが伸び伸びと野球が出来る環境を整備するため、令和元年度に基本構想を策定し、都市と農村の交流センターへの移転を決定しております。</p>
堀井スポーツ課長	<p>移転に向けて、令和2年度に測量、実施設計を行い、令和3年度は、7月から12月にかけて造成工事を実施、12月23日に完成しております。</p>
堀井スポーツ課長	<p>令和4年度に供用を開始し、4月1日付けで、球場の所管を教育部から経済部へ移管する予定です。</p>
堀井スポーツ課長	<p>次に、2の施設の概要ですが、当少年野球場は、両翼70m、中堅85mで学童の軟式野球の公式大会が開催可能な球場となっており、特徴としては、マウンドとダートサークルにアンツーカーを使用しているほか、球場全体に暗渠設備を完備しており、水はけのよい野球場となっております。</p>
堀井スポーツ課長	<p>3は施設配置図で、右側の新少年野球場となっているのが、今年度、整備した少年野球場です。</p> <p>4のオープニングイベントですが、令和4年4月23日の供用開始に合わせて、式典及</p>

<p>黒川教育長</p>	<p>び少年野球大会を実施する予定です。 以上です。 ただいま報告のありました、都市と農村の交流センター少年野球場の完成について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項(2)令和4年議案第11号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則及び江別市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について、及び(3)令和4年議案第12号 江別市教育委員会専門職設置規程等の一部を改正する規程の制定についての説明を求めます。</p>
<p>山崎総務課長</p>	<p>山崎総務課長お願いします。 議案第11号及び議案第12号について、一括してご説明いたします。 この2つの議案は、令和4年4月1日付けの教育部組織変更、及び江別市病院事業に地方公営企業法を全部適用することに伴い、関係規則及び規程の所要の改正を行うものであります。 はじめに、議案第11号、3ページをお開き願います。 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の改正であります、新旧対照表の下線部が改正箇所です。 表中段の生涯学習課生涯学習係は、姉妹友好都市や国際交流に関する事務が移管されることから、条項を追加します。 最下段のスポーツ課は、令和5年度開催の高校総体北海道大会に向けた組織変更に伴い、3ページから4ページの下線部のとおり改正します。 4ページ中段の学校教育課は、ICT活用や情報機器の運用管理などに係る組織変更を行うことから、条項を追加します。 次に5ページ、江別市教育委員会職員職名規則の改正であります、病院事業の地方公営企業法全部適用に伴い、看護師、准看護師の職名を削除するほか、字句の整備を行います。 2ページへお戻り願います。 改正規則は記載のとおりであり、施行期日は令和4年4月1日です。 続きまして、議案第12号、3ページをお開き願います。 江別市教育委員会専門職設置規程の改正であります、表の中段、スポーツ課参事(合宿誘致・スポーツ交流事業担当)は、高校総体北海道大会に向けた組織変更に伴い、スポーツ課参事(高校総体推進担当)へ改正します。 最下段であります、ICT活用などに係る組織変更のため、新たに、学校教育課参事(教育情報化担当)を追加します。 次に4ページ、江別市教育委員会事務局等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の改正であります、病院事業の地方公営企業法全部適用に伴い、看護師、准看護師に係る規定及び別表を削除するほか、字句の整備を行います。 次に6ページ、江別市教育委員会事務局職員等服務規程の改正であります、地方公営企業法全部適用に伴う江別市職員定数条例の改正により、引用条項を下線部のとおり改正します。 2ページへお戻り願います。 改正規程は記載のとおりであり、施行期日は令和4年4月1日です。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>ただいま説明のありました2件の議案に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、令和4年議案第11号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則 及び 江別市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について、及び 令和4年議案第12号 江別市教育委員会専門職設置規程等の一部を改正する規程の制定について を承</p>

中島生涯学習課長	<p>認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(4) 令和4年議案第13号 江別市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。 中島生涯学習課長お願いします。 議案第13号江別市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。 改正の内容ですが、社会教育指導員は、社会教育事業の企画・運営や、社会教育団体の育成・相談対応など、社会教育主事の業務を補助する役割を果たしてきました。 しかしながら、令和2年度に社会教育主事の養成方針を定め、計画的に養成した結果、社会教育主事の人数が充足し、今後も安定的な人材確保が見込まれるため、規則における指導員の必置規定を見直し、柔軟な配置運用を行うものであります。 施行日につきましては、令和4年4月1日からとするものです。 議案第13号の2ページと3ページに、規則の改正案を添付しておりますので、ご欄ください。</p>
黒川教育長	<p>新旧対照表の、最下部のアンダーラインの箇所が、改正する部分であります。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和4年議案第13号 江別市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p>
清水教育支援課長	<p>(一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(5) 令和4年議案第14号 江別市少年育成委員の委嘱についての説明を求めます。 清水教育支援課長お願いします。 議案第14号 江別市少年育成委員の委嘱についてご説明いたします。 資料をご覧ください。</p>
黒川教育長	<p>江別市少年育成委員につきましては、江別市少年指導センター規則第3条の規定により委嘱した委員が、少年の非行防止等のため、街頭巡回指導に当たっております。 現在の委員の任期が本年3月31日で満了することから、江別市少年育成委員連絡協議会各地区からの推薦者について、委嘱事務を進めてきたところであります。 委員候補者につきましては、2ページの委員名簿に記載のとおり、計23名です。 委員の任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までであります。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし)</p>
山崎総務課長	<p>それでは、令和4年議案第14号 江別市少年育成委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、各課所管事項についてに入ります。 最初に、(1) 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 山崎総務課長お願いします。</p>
黒川教育長	<p>江別市学校運営委員会委員につきましては、昨年4月27日から令和5年3月31日までの任期で委嘱しておりますが、本年4月の教職員の人事異動等によりまして、委員の一部が変更となりますことから、その後任となる委員の委嘱について、次回の定例教育委員会におきまして、ご審議をいただきますのでよろしくご願ひいたします。 本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし)</p>

山崎総務課長	<p>本件は、これで終了いたします。 それでは次に、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 山崎総務課長お願いします。</p>
黒川教育長	<p>次回の教育委員会の案件でございますが、審議事項として、今ほど各課所管事項としてご説明しました、江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱についてなどを予定しております。</p> <p>また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、4月27日水曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p> <p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、4月27日水曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>

終了 午後2時55分

署名人（教育長） 黒川 淳 司

署 名 人 林 大 輔